

報償費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人国立保育会が主催する講演又は研修会等に支払う報償費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 講演又は研修会等のため講師等を招いたときの報償費の額は別表1にて定めた額とし、所得税法第204条で定められた税額を源泉徴収した後の金額を支払う。

- 2 前項の定めに係らず理事会で別途定めた場合にはそれを優先する。
- 3 社会福祉法人国立保育会と雇用関係のあるものには支払わない。

(費用弁償の額)

第3条 講演又は研修会の講師等の費用弁償の額は、次の各号に従い支給する。

- (1) 講演会又は研修会等の交通費は実費精算とする。
- (2) 特段の事情により宿泊を必要と認められる場合は宿泊費として、別表1にて別に定める額とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

別表1

報償費及び費用弁償の額

講演 又は 研修 会等 講師 に対 する 支払 基準	講師に対する謝礼支払基準の区分		1時間あたりの支払限度額(税込み)
	1	医師、弁護士、大学(短期大学を除く。以下同じ。)の教授、法人最高管理者、官庁の局部長級の職員	14,445円
	2	大学の准教授、短期大学の教授 法人役員級研究者・管理者、官庁の課長級の職員	12,778円
	3	大学の講師、短期大学の准教授 法人の専門技術者・管理者、官庁の課長補佐級の職員	11,112円
	4	官庁の係長級の職員、地方公共団体の部長級の職員	7,222円
	5	地方公共団体の課長級以下の職員、小学校、中学校又は高等学校の教諭、前述1から4に該当しない者	6,112円
	交通費	社会通念上、経済的かつ効率的な経路および方法により実費精算とする。	
	宿泊費	1人1泊15,000円を上限とする。	